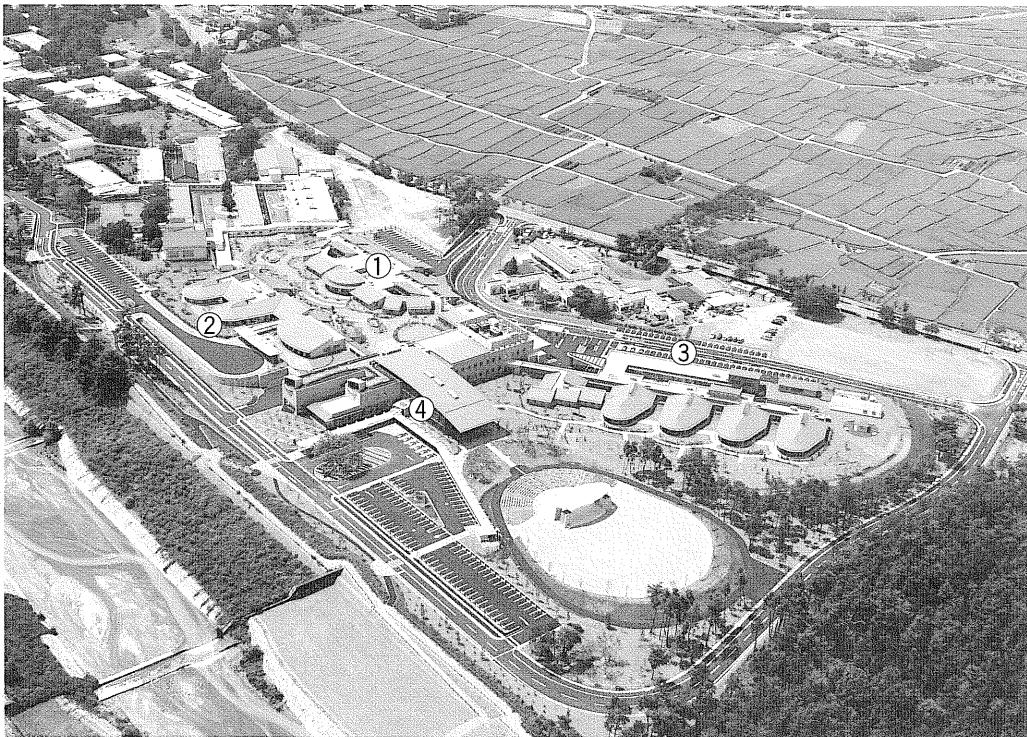


# 建築士 やまなし

— ARCHITECTURE YAMANASHI —



- ① 重症心身障害児棟  
延べ面積 2,438.16 m<sup>2</sup>  
施工 斎藤建設・中西建設  
輿水建設JV
- ② 肢体不自由児棟  
延べ面積 1,832.09 m<sup>2</sup>  
施工 井口工業・山市成工JV
- ③ 肢体不自由者更生棟  
延べ面積 3,002.29 m<sup>2</sup>  
施工 河村工務店・佐野工務店  
山田建設JV
- ④ 医療・管理棟  
延べ面積 6,427.67 m<sup>2</sup>  
施工 内藤ハウス・市川工業  
依田工務店JV

## □ 山梨県立あけぼの医療福祉センター □

所 在 地 莺崎市旭町上条南割地内  
構造・規模 鉄筋コンクリート造平屋建て 一部2階建て  
施設延べ面積13,700.21m<sup>2</sup>  
竣 工 平成18年7月  
設 計 (株)佐藤総合計画・山梨建築設計監理事業協同組合JV

当施設は、それぞれ異なる機能（重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、肢体不自由者更生施設及び医療・管理施設）を持つ棟が集合した「集落」をイメージした形となっており、入所児・入所者等の身体機能回復訓練、職能訓練、生活指導及び医療等を行っています。



## ◎ 目次 ◎

ごあいさつ 山梨県土木部長 小野 忠	2.
平成19年度 山梨県建築士会通常総会報告 事務局	3.
関東ブロック大会報告	4.
専攻建築士認定者名簿	5.
県からのお知らせ	6~9.
平成19年度 山梨県建築文化賞について	9.
事務局よりお知らせ 会員の動静 編集後記	10.

# ごあいさつ

山梨県土木部長

小野 忠



社団法人山梨県建築士会の皆様には、地域に根ざした社会への貢献活動を進める中、「人にやさしいまちづくり相談・建築物地震相談窓口」や「リフォーム相談窓口」などを設置して頂くとともに、地震防災訓練における被災建築物応急危険度判定訓練等への参加など、積極的なご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、一昨年の構造計算書偽装問題を受け、偽装の再発を防止し、建築物の安全性の確保を図るため、昨年6月に建築基準法及び建築士法が改正されたのを受け、本年6月20日にこれらの法律が施行されたところであります。

建築基準法においては、確認申請中の図書の差替え又は訂正による計画変更の禁止や高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物には指定構造計算適合判定機関による構造計算適合判定（ピアチェック）の義務付けなど、建築確認の厳格化や審査体制の強化が図られています。また、建築士法では非建築士への名義貸しの禁止などの建築士業務の適性化や違反行為に対し処分を受けた者の公表、さらに違反行為に対する罰金の増額など、罰則の大幅な強化が図られています。再発防止に万全を期し、国民の建築行政に対する信頼が一日でも早く回復されることを願う次第であります。

また、東海地震等による被害を半減させることを目的に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（耐震改修促進法）が一昨年改正され、これに即して本県でも、この7月末に「山梨県耐震改修促進計画」を策定いたします。この計画は県内の建築物の耐震診

断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ることを目的としています。また計画の目標として、現在80%に充たない住宅や多数の人が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末には90%とすることとしています。

この計画に合わせ、約9万戸に及ぶ耐震性の低い新耐震基準以前の木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する補助事業の拡充等、事業の更なる展開を図っております。これらの事業により耐震化がより一層促進され、地震に強いまちづくりが推進されることを願う次第であり、引き続き皆様方のご支援、ご協力をお願ひいたします。

さらに、平成2年度から県の事業として実施してまいりました建築文化賞顕彰事業につきましては、昨年度から貴会をはじめとする建築関係団体や県で構成される建築文化賞推進協議会により実施されており、本年度も7月2日から8月20日にかけ出品作品を募集しているところですが、この事業へのご理解、ご協力も重ねてお願ひいたします。

今後とも、建築士の皆様には建築技術者として社会的な責務を認識され、よりよい建物づくり・まちづくりを進めていただくとともに、「暮らしやすさ日本一」と言えるような豊かさを実感できる山梨県づくりの実現に向けた諸施策へのご協力をお願ひする次第であります。

結びに、山梨県建築士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心から申し上げ、あいさつとさせていただきます。

## 平成19年度

# 山梨県建築士会通常総会報告 一事務局一

平成19年5月28日（月）午後2時30分より甲府市丸の内一丁目13番7号、山梨県建設業協会甲府支部会館3階ホールにおいて、平成19年度通常総会を正会員1,447名中601名（委任状510名を含む）の出席を得て開会した。

（総会は、社団法人 山梨県建築士会 定款第29条の規定により正会員の1/3以上に達したので開会は有効とする。）

1. 星野正男青年部部長の進行のもと、渡邊 正副会長の「はじめのことば」により開会。この後、物故会員16名の冥福を祈り黙祷を行いました。

続いて行われた、土谷芳英会長の挨拶では建築士法、建築基準法の大幅な改正より建築士を取り巻く環境は一段と厳しさを増している点、また、建築士の専門分化に伴う専攻建築士制度の本県における、取組み状況等について話されました。

この後、各支部より推薦された、甲府支部の長田孝三氏他10名に対し、感謝状と記念品の贈呈が行われ、続いて事務局職員 森本弘子さんに対し、長年の勤務を讃えて表彰状と記念品の贈呈が行われた。

この後、来賓の小野 忠 山梨県土木部長、矢崎俊秀甲府市都市建設部長よりご祝辞をいただくとともに、来賓の方々の紹介、祝電の披露が行われた。

2. 議事に先駆け、定款19条により、土谷芳英会長が議長となり、議事録署名者に甲府支部の望月三千夫氏と中巨摩支部の瀧井大文氏の2名を指名。全員の承諾の後、直ちに議案の審議に入った。

① 第一号議案「平成18年度事業報告について」と並びに第二号議案「平成18年度収支決算報告について」の両議案を一括上程し、事務局より説明のあった後、監事の齊藤康弘氏より「厳正かつ適格に処理されている」旨の監査報告がされ、議長が諮ったところ、全員異議なく承認された。

② 次に、第三号議案「平成19年度事業計画（案）について」と並びに、第四号議案「平成19年度収支予算（案）について」の両議案を一括上程し、

事務局より説明が行われ、議長が諮ったところ、全員異議なく承認され、議事は滞りなく終了した。

- ③ この後、議長より理事会において選出された、平成19年度の終身会員について同意を求めたところ、全員異議なく承認され、議長は議事進行に対する協力を謝して議長席を下りる。  
3. 議事が終わり、天野辰雄副会長の「おわりのことば」で、平成19年度通常総会は盛会裡に無事終了した。

### 平成19年度 感謝状贈呈者氏名（敬称略）

氏 名	所属支部
長 田 孝 三	甲 府 支 部
佐 野 眸	甲 府 支 部
野 田 和 博	中 巨 摩 支 部
故 中 村 利 三	塩 山 支 部
小 林 一 夫	石 和 支 部
齊 藤 一 恵	市 川 支 部
佐 野 哲 三	身 延 支 部
平 井 剛	韋 崎 支 部
渡 邊 精 一	北 富 士 支 部
渡 迂 比 吕 志	大 月 支 部
志 村 晴 紀	都 留 支 部

### 平成19年度 表彰状贈呈者氏名（敬称略）

氏 名	所属支部
森 本 弘 子	建築士会事務局職員

### 平成19年度 終身会員氏名（敬称略）

氏 名	所属支部
井 上 利 夫	甲 府 支 部
清 水 伴 造	甲 府 支 部
水 上 一 興	甲 府 支 部
荻 原 信 玄	塩 山 支 部
佐 野 芳 長	塩 山 支 部
望 月 峯 芳	石 和 支 部
遠 藤 忠 雄	身 延 支 部

# 平成19年度 関東甲信越ブロック会 青年建築士協議会 神奈川大会報告

青年部長 星野 正男

昨年は山梨が担当県として、河口湖を会場として氣勢を挙げてからはや一年、関東甲信越ブロック10都県の青年建築士の活動報告、自己研鑽の場として毎年行われている関プロ大会が、今年は去る6/15～6/17にかけ神奈川大学にて開催されました。

第一分科会は地域実践報告として、山梨からは中村春彦氏により上野原のまちづくりの発表をしていただきました。第二分科会は鎌倉の敷地を舞台に2棟の住宅を考えるコンペの審査会の模様。第三分科会は「青年建築士が考えることできること」として住宅設計に関する一般に向けたアンケートを実施し傾向分析。その後各都県より選出された10名のパネラーにアンケートを実施、両者の違いを把握。この内容について議論を行いました。この会の山梨代表のパネラーは、立和名浩之氏にお願い致しました。第四分科会は「神奈川の歴史建築物を学ぶ」として藤沢にある「グリーンハウス」(設計:アントニン・レーモンド)を見学してきました。

今年は新しい試みもあり、どの分科会も建築士としての熱い志を感じられる素晴らしい大会でした。

青年部は、このような関プロ研修をはじめ、自己研鑽や学習の場を持ちたいと考えています。まだ、青年部の活動に参加した事のない方も、まずは興味のある青年部活動に参加していただき、建築士としてプラスになるものを得て「建築士」としての巾を広げていってもらいたいと考えています。

## 第一分科会 活動報告の発表

大月支部 中村 春彦



今年の関プロ神奈川大会は神奈川大学のキャンパスを会場とし「学び考える建築士」を大会テーマとして開催されました。

私はその第一分科会の活動報告「地域を学び考える」において、私の地元、上野原商店街でまちづくり活動をしてきたことを中心に『～大けやきのまち～私のまちづくり奮闘記』と題して発表いたしました。10都県からの発表は、地域のまちづくりに関わるもの、建築士として建築を通して地域と関わるもの、また子供たちと共に地域に関わるものと、大きく分けて3つに分類されました。それぞれ十分間という短い時間でしたが、互いの発表を聴き、意見交換をし、いろんな面で刺激を受け、大変有意義な経験をしました。

昨年の山梨大会では、主催者側の一人として第一分科会の運営を担当し、今年は、立場を変えて発表者として参加したわけですが、この2年の間に建築士会を通して、本当に貴重な体験をさせていただいたと思っています。また、この経験を活かしつつ、これからも建築士会の活動や、地域の皆さんとのまちづくり活動を通じて、少しずつでも地域の活性化に貢献できればいいな、と考えています。

最後になりますが、応援してくださった皆さん、そして、発表の準備から本番までお手伝いしていただいた大月支部の皆さん、どうもありがとうございました。

## 第三分科会「青年建築士が考えること、出来ること」北富士支部 立和名 浩之

住まいづくりに携わる中で、皆さんは住まい手との意識のギャップを感じることはありますか？ 第三分科会のテーマは、住まい手と建築士との認識の違いを把握し、社会的信頼を得られる建築士像について考えることでした。これに先立って、10都県の住まい手を対象にアンケートを実施し、355の有効回答を得ました。山梨県のサンプルは、31ですが、その中で印象的なのは、住まいづくりの相談先として設計事務所が少ないと、住まいづくりの依頼先として、どこに頼んでいいか分からぬことなどの傾向が見られました。第三分科会は来年の栃木大会にも継続され、現在の状況から違いを作ることが期待されています。建築士と住まい手の認識をより近づけるために、青年部では、出来ることから行動していくことを思っています。皆さんからご意見を戴ければ幸いです。



## — 専攻建築士(平成18年度)認定者名簿(50名) —

平成19年3月に「専攻建築士」に認定された方々を紹介します。

専攻領域	氏 名	勤務先
設計	伊東智恵美	(株)馬場設計
生産(建施管)	小林 勉	国際建設(株)
設計	池谷 勝	(有)団設計
設計	長谷川康治	ハセガワ一級建築設計事務所
設計	小池 建弥	藤島建設(株)
設計・教育・研究	中村 春彦	中村建築文化研究所
構造	西野 創	西野建築設計事務所
設計	飯野 直之	飯野設計工房
生産(建施管)	平津 甲一	宝建設(株)
設計・生産(建施管)	前田 博之	マエダハウジング
設計	三浦 宣一	(株)コバヤシ工業
設計・法令	古川 清	甲府市役所
設計	飯沼 直己	(株)コミヤマ工業
設計	佐野 英樹	一級建築士事務所 設計工房 Scribble
設計	小澤 敏朗	(有)創建ハウジング
生産	表 幹人	大成建設(株) 東京支店
設計	保阪 昌司	佐野建築設計事務所
設計・生産(診・改)	太田 勇	
構造	岸本 明男	(有)岸本一級建築士設計事務所
構造	望月富士夫	(有)フジ設計
構造	佐藤 誠紀	さとう構造設計
設計・生産	小澤 誠	(株)小澤構造設計
構造	笛本 正人	笛本建築設計事務所
設計・生産(建施管)	山中 重男	(株)山立建設工業
設計	小佐野富明	小佐野設計室

専攻領域	氏 名	勤務先
設計	望月 忠弘	(株)コミヤマ工業
設計	金丸 文夫	(株)コミヤマ工業
構造	溝呂木克人	溝呂木建築構造設計室
法令	久保寺 淳	山梨県土木部建築指導課
設計	渡邊 千里	近藤工業一級建築設計事務所
設計・法令	望月三千夫	(社)山梨県建設技術センター
法令	橋戸 賢	(社)山梨県建設技術センター
設計・法令	市川 浩司	(社)山梨県建設技術センター
法令	細田正行	(社)山梨県建設技術センター
生産	赤池 一徳	国際建設(株)
生産	井上由紀夫	国際建設(株)
設計	山下 光雄	(株)コミヤマ工業
設計	佐久間兼治	佐久間兼治建築士事務所
設計	遠藤 千春	Vent(ヴァン)計画設計室
棟梁	井上 貴文	(有)井上工務店
設計・構造	渡邊 勇一	中央一級建築士事務所
設計	渡邊 正仁	NEO建築設計事務所
設計・生産(建施管)	梶原 作造	(株)梶原工業所
設計・生産(建施管)	渡辺 邦広	(株)梶原工業所
生産(建施管・積算)	萱沼 一男	(株)梶原工業所
生産(建施管・積算)	渡辺 武則	(株)梶原工業所
生産(建施管・積算)	小池 兵雄	(株)梶原工業所
設計	佐野 秀仁	(株)サンズ・プランニング
設計	堀内 真一	建築設計 オフィース ワン
まちづくり・設計・法令	新津 修	(社)山梨県建設技術センター

### 〈建築士会からのお知らせ〉

- ・今回、「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」が本年5月に改正されました。
- ・改正の主旨は、①監理者の役割の明確化、②「民間(旧四会連合)連合協定工事請負契約約款」・同「業務委託書」との整合性等、主に監理者に関する条項が大幅に改正されております。
- ・本会では、改正された「民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款」に係る、新約款の関係書類一式(1セット¥700円)を販売しております。
- ・また、後日、契約約款改正に伴う講習会を開催する予定です。

# 県からのお知らせ

山梨県建築指導課

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenchiku/index.html>

## ■ 建築基準法の改正 ■

建築物の耐震性に対する不安と建築界への不信を広げた耐震強度偽装事件の再発を防止し、建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法が改正されました。

具体的には、確認審査等に関する指針が定められるとともに、一定の建築物には構造計算の適合性判定が義務づけられるなど大きく変わりました。

つきましては、申請前の十分な事前調査や関係機関との調整、施工者等との連携を密に行い、適正な申請図書の提出及び工事監理の徹底等をお願いします。

なお、新しい建築確認制度の取扱いについての事前相談を各建設事務所で行っていますので、申請書の内容に疑問点や不明点などがありましたらご相談願います。

### ◆ 確認申請図書等が変わりました。

今回の改正により提出書類等の内容が変わりました。また、確認審査等に関する指針が定められ、この指針に従い、確認審査等を行うことになります。このため、改正法が円滑かつ適正に施行されるよう建築確認に係る事前相談を行っているとともに、次のとおり確認申請に必要なチェックリストを作成しましたので、確認申請に添付するなどご活用願います。

- 1 事前相談申請書
- 2 申請時及び手数料の算出チェックリスト
- 3 構造計算適合性判定要否チェック表（棟別）
- 4 申請に必要な図書・明示すべき事項チェックリスト

※これらの書類は、上記建築指導課のホームページ

「建築指導課からのお知らせ」に掲載の「平成19年6月20日 改正建築基準法」関係を参照願います。

#### 【申請書・添付図書の内容】

- ① 確認申請書
  - ・ 基本的な図書（規則表1）
  - ・ 建築基準関係規定に適合する図書（規則表2）
  - ・ 構造計算書（規則表3）
  - ・ 構造方法などの認定書の写し（規則表4）等
- ② 建築計画概要書
- ③ 委任状（代理者が申請を行う場合）
- ④ 建築士免許証の写し（設計者及び工事監理者が建築士である場合）
- ⑤ 構造計算の安全証明の写し

### ◆ 確認の審査期間が延長されました。

建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに係る建築物については、審査期間が従来の21日から35日に延長されるとともに、構造計算適合性判定が必要な建築物については、最大70日まで審査期間が延長されます。

### ◆ 図書の差替えなどが原則認められません。

改正法施行後は、指針に基づき審査しなければならないため、確認申請後の図書の差替え又は訂正による申請書の補正が原則認められません。

具体的には、受付後において詳細な審査が行われ、①のように建築基準関係規定に適合しないことが判明した場合は、「適合しない旨の通知書」が交付されます。

また、②や③の場合のように、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」が交付されます。

この場合、通知書に記載された期限内に補正や追加説

#### 【図面の不適合などの扱いが厳しくなる】

- ① 不適合の扱い
- ② 軽微な不備がある場合
- ③ 記載事項に不明確な点がある場合
- ④ 確認申請中の計画変更は不可

明書の提出をして頂くことになります。ただし、補正や追加説明書の提出期限を過ぎたときは確認審査を完了することになりますので十分留意願います。

なお、設計の途中段階で申請書が提出された場合や、設計図書が特に不整合な場合などは、不適合通知の場合と同様に、再申請が必要になりますので、間違えのないよう確認願います。

④については、確認審査を行っている期間中においては、申請等に係る建築物等の計画の変更は認められませんので留意願います。

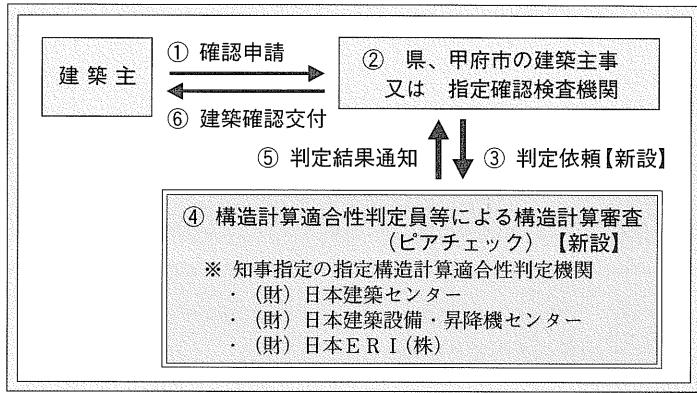
従いまして、申請するまでに図書の内容確認を念入りに行うとともに、疑問点や不明点等がありましたら、建設事務所に事前相談されるようお願いします。

## ◆ 構造計算適合性判定が義務付けされました。

一定の高さ以上等の建築物については、建築主事又は指定確認検査機関の建築確認において、県の指定構造計算適合性判定機関である(財)日本建築センター、(財)日本建築設備・昇降機センター、日本E R I株式会社による構造計算適合性判定に係る審査が行われます。

この審査は、建築確認の審査の中に含まれますので、直接的なやりとりは建築主事等が行いますが、必要に応じて行うヒアリングは、直接判定機関が行いますので留意願います。

なお、今後の審査が円滑かつ効率的に行われるよう、構造計算適合性判定対象建築物を問わず、構造計算に当たり、プログラムに入力した情報及び計算結果等の構造計算に係る一連の情報を記録した磁気ディスク等を確認申請の際に提出していただきますようお願いします。



## ◆ 中間検査の対象等が追加されました。

3階建て以上の共同住宅の中間検査を行うことが、法律で義務付けとなり、全国一律の検査となりました。

本県では、既に階数が3以上又は延べ面積が500m<sup>2</sup>を超える共同住宅の中間検査を実施していたので、大きく変わりませんが、注意しなければならないのは、法で定めた3階建て以上の共同住宅の中間検査は、県営及び市町村営の建築物も対象となると同時に、2棟以上ある場合や工区分けした場合でも、全ての段階で中間検査を受けなければなりません。

また、一の建築物で、次のような場合でも中間検査の対象として扱いますので留意願います。

- ① 1階が店舗等の他の用途、2階以上が共同住宅で階数3の建築物
- ② 1階、2階が他用途、3階が共同住宅で階数3の建築物
- ③ EXP. Jで接し、構造的には独立部分と見なせるものであるが、防火避難上その他の要件から「一の建築物」である場合には、他用途の独立部分も検査の対象となります。

## ◆ 検査結果の通知方法等が変わりました。

確認審査等に関する指針が定められたことに伴い、中間検査や完了検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に「交付できない旨の通知書」を交付しますので、その内容に従い、早急に改善措置などを実行なければなりません。

また、計画変更は、既に了知のとおり軽微な場合を除き、変更する部分の工事着手前に計画変更確認済証の交付を受けなければなりません。特に、構造計算適合性判定が必要となる変更の手続きを怠った場合は、建築主自ら指定構造計算適合性判定機関又はこれと同等の審査能力を有する第三者機関に評価を受けなければなりませんので留意願います。

従いまして、常日頃より施工状況の把握に努め工事監理を徹底して行うとともに、計画変更の内容で軽微な変

更か否か判断が不明な場合は、変更前後の関係図書を整理のうえ、建築確認処理機関に事前に相談するなど、検査の前までに所定の手続きを行ってください。

### ◆ 建築確認審査手数料が変わりました。

建築物の床面積の合計		申請に係る建築物の床面積の合計に対する手数料 (単位:円)		
		構造計算適合性判定手数料 棟単位に換算		従来の確認申請 手数料
		大臣認定 プログラム	大臣認定 プログラム以外	申請全体で 換算
	30m <sup>2</sup> 以下			5,000
30m <sup>2</sup> 超え	～ 100m <sup>2</sup> 以下			9,000
100m <sup>2</sup> 超え	～ 200m <sup>2</sup> 以下	124,000	173,000	14,000
200m <sup>2</sup> 超え	～ 500m <sup>2</sup> 以下			19,000
500m <sup>2</sup> 超え	～ 1,000m <sup>2</sup> 以下			34,000
1,000m <sup>2</sup> 超え	～ 2,000m <sup>2</sup> 以下	151,000	227,000	48,000
2,000m <sup>2</sup> 超え	～ 10,000m <sup>2</sup> 以下	165,000	259,000	140,000
10,000m <sup>2</sup> 超え	～ 50,000m <sup>2</sup> 以下	206,000	340,000	240,000
50,000m <sup>2</sup> を超えるもの		342,000	616,000	460,000

〔大臣認定プログラム〕：改正法第20条第二号イ又は第三号イに規定するプログラムにより構造計算が行われたもの  
 〔大臣認定プログラム以外〕：改正法第20条第二号イ又は第三号イに規定する大臣が定める方法により構造計算が行われたもの

### ■ 建築士法の改正 ■

平成18年6月に改正、公布された建築士法が本年6月20日に施行されました。

今回改正された建築士法は、「建築士等の業務の適性化及び罰則の強化」、「建築士及び建築士事務所の情報開示」を幹としており、その内容な次のとおりです。

なお、平成18年12月に交付された「建築士の資質、能力の向上、専門分野別の建築士制度」に係る建築士法の一部改正については平成20年12月までに施行することとなっています。

### ◆ 建築士等の業務の適性化及び罰則の強化

#### ○ 建築士等の業務の適正化

- ・建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付を義務付け
- ・建築士による名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化
- ・設計・工事監理の下請け契約締結時に書面の交付を義務付け
- ・建築士事務所の開設者による名義貸しの禁止

#### ○ 建築士等に対する罰則の大幅な強化

違 反 事 項	改 正 前	改 正 後	関 係 条 項
構造計算書等の証明義務違反	(規定なし)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第35条(第20条第2項)
非建築士等に対する名義貸し及び事務所の開設者の名義貸し行為の禁止違反	(規定なし)	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	第35条(第24条の2)
設計等の業務に関する報告書提出義務違反	(規定なし)	30万円以下の罰金	第36条(第23条の6)
建築士事務所における帳簿の備付け義務等の違反	10万円以下の過料	30万円以下の罰金	第36条(第24条の3第1項)
建築士事務所の開設者に課している契約締結時の書面の交付義務違反	(規定なし)	30万円以下の罰金	第36条(第24条の6第1項)
建築士の死亡等の届出義務違反	罰則なし	10万円以下の過料	第38条(第8条の2)

- 建築士の免許取消し後、免許を与えない期間を延長（2年間→5年間）
- 建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間を延長（2年間→5年間）

### ◆ 建築士及び建築士事務所の情報開示

- ・国土交通大臣、都道府県からの処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等を公表
- ・建築士事務所に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等を毎年度知事に報告、都道府県知事によるこれらに係る書類の閲覧を義務付け

### □ アスベスト飛散防止対策事業について 山梨県住宅課

県では、アスベスト被害の拡大防止及び県民の不安解消を図るために、取り組みが遅れている民間建築物のアスベスト処理に対する補助事業を創設しました。

この制度は、市町村の補助事業を支援するもので、県・市町村が連携して取り組みます。詳細については、土木部住宅課又は、住所地の市町村にお問い合わせ下さい。

◇対象建物：多数の者が利用する民間建築物（個人住宅等は対象外）

◇事業内容：アスベスト等の含有の分析調査費及び改修工事費への補助

### □ 平成19年度 山梨県建築文化賞について

快適な地域環境を形成し、景観上及び機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、建築文化の高揚を図り、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりを推進するため、山梨県建築文化賞頒彰事業を実施しています。

この賞は、山梨県、(社)山梨県建設業協会、(社)山梨県建築士会、(社)山梨県建築設計協会、(社)山梨県建築士事務所協会及び(社)山梨県建設技術センターで構成される山梨県建築文化賞推進協議会により開催され、次の要領で実施されます。建築士会の会員をはじめ多くの方々からのご推薦をお願いいたします。

なお、推薦は自薦、他薦を問いませんが、建築主等の了解を得たものに限ります。

募集対象：過去1年以内に竣工した建物

作品の募集期間：7月2日から8月20日

表彰式：11月上旬予定

提出先：土木部建築指導課または最寄りの建設事務所及び(社)山梨県建築士会



書中お見舞い

申し上げます